

## 講師規約

### 第1条 総則

一般社団法人ジャパンアイブロウライセンス協会（以下「協会」という）は、アイブロウに関する知識・技術の普及および技術者の技能向上を図るため、協会の理念に基づき講師制度を設け、本規約を定める。

### 第2条 目的

本規約は、協会が設置・運営する認定校制度および認定講師の活動条件等に関する事項を定め、すべての講師と協会との間に適用される。

### 第3条 講師の責務

講師として以下の資質を有することが求められる。

1. 美容師免許を有していること
2. アイブロウに関する知識・技術の両面において、協会の認定講師基準を満たしていること
3. 教育者としての向上心を持ち、協会の理念・方向性に基づいて行動できること
4. 安心・安全な技術普及への貢献意欲を持ち、教育の充実に努められること
5. 協会イベントへの積極的参加により、協会活動を支え、育成に寄与する姿勢を有していること
6. 講師を目指す者の模範となる行動が取れること

### 第4条 講師の種別

コース種別	本部認定講師	認定講師（※）
バングアイブロウ（3～1級）	○	3級のみ
アイブロウデザイン（3～1級）	○	3級のみ（本部認定講師の指導下）
アイブロウワキシング（3～1級）	○	○

講師は以下の2種に分類される。

※認定講師が実施できる範囲には一部制限があります。

## 第5条 講師の申請基準

講師申請者は、以下の条件をすべて満たす必要がある。

1. 協会会員であること
2. 協会指定のカリキュラムを修了していること
3. ワキシングまたはアイブロウデザイン1級ライセンス取得者であること
4. 講師試験に合格していること
5. 講師申請書が協会に受理され、理事との面談を終了していること
6. アシスタント経験を3回以上有していること

## 第6条 講師の活動要件

講師は、協会が定める以下の活動条件を満たすものとする。

- 年間活動日数：5日以上
- アイブロウライセンス検定試験官としての活動：年間2日以上
- 全国講師会：年1回参加
- 地域ブロック講師会：年1回参加
- その他：イベントや勉強会等への参加

## 第7条 活動経費

1. 原則として講師活動に関する旅費交通費は自己負担とする。
2. 協会が活動を依頼する場合、協議のうえ協会が経費を負担する場合がある。

## 第8条 会費

講師の年会費は、協会の定める会員規約に準ずる。

## 第9条 届出内容の変更

講師は、名称、住所、連絡先等に変更が生じた場合、速やかに所定の変更手続きを行うこと。手続きを怠ったことにより生じた不利益に関し、協会は一切の責任を負わない。

## 第10条 退任

講師は、退任希望日の1ヵ月前までに書面で協会へ届け出ることによって退任できる。ただし、未払いの会費がある場合は、退任後も支払い義務を免れない。

## 第11条 講師資格の取消

以下のいずれかに該当する場合、協会は講師資格を取消することができる。

1. 協会の名誉を著しく傷つける行為、または講師としての品格を損なう行為があった場合

2. 会費の支払いが3ヵ月以上遅延した場合
3. 法令または社会的常識に反する行為を行った場合
4. 本規約やその他協会の定める規約に違反した場合
5. 死亡または失踪宣告を受けた場合
6. 協会の許可なく営業・勧誘行為を行った場合
7. その他協会が講師として不適切と判断する事由が生じた場合

#### 第12条 規約の追加・変更

本規約の改定または未定義事項の補足は、協会理事の決議により行う。変更内容は協会Webサイトまたは電子メール等で通知し、通知時点で効力を発する。

#### 第13条 個人情報の利用

講師の個人情報は、協会の運営に必要な範囲で外部業者（印刷・配送等）に提供される場合がある。また、講師紹介・入退会告知目的で氏名等が協会ホームページに掲載されることがある。

#### 附則

本規約は2024年7月1日より施行する。